

# 令和8年度 市税改正のあらまし

令和8年度地方税法等の一部改正に伴う、市税に関する主な内容をお知らせします。

## 個人住民税

- ①給与所得控除の最低保障額を引き上げ【令和9年度課税分から】
  - ➡引き上げ後74万円（現行65万円）
  - ※ 引き上げ額9万円のうち、5万円は2年間（令和9・10年度の時限措置）
- ②扶養親族等に係る所得要件の引き上げ【令和9年度課税分から】
  - ➡引き上げ後62万円以下（現行58万円以下）
- ③ひとり親控除の控除額の引き上げ【令和10年度課税分から】
  - ➡引き上げ後33万円（現行30万円）

## 軽自動車税

### 廃止 環境性能割<sup>※</sup>の廃止【令和8年度課税分から】

軽自動車購入時の負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末で廃止しました。米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図ります。

※ 取得時に1度だけ課税されるもの

## 固定資産税

### ①新築住宅に係る税額の減額措置の拡充・延長【令和8～12年度新築分】

	現 行	見直し後
床面積要件	専用住宅 <sup>※1</sup> 50㎡～280㎡ 共同住宅 <sup>※2</sup> 40㎡～280㎡	40㎡～240㎡

※1 戸建て住宅など      ※2 アパート、賃貸マンションなど

### ②免税点の見直し【令和9年度課税分から】

	現 行	見直し後
土 地	30万円未満	変更なし
家 屋	20万円未満	30万円未満
償却資産	150万円未満	180万円未満

※ 区ごとの課税標準額の合計額で判定